

府政防第 885 号
 消防災第 421 号
 社援総発第 1218001 号
 国河防第 563 号

平成 19 年 12 月 18 日

都道府県防災担当主管部(局)長 殿

都道府県民生主管部(局)長 殿

都道府県土木主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害応急対策担当)



総務省消防庁国民保護・防災部防災課長



厚生労働省社会・援護局総務課長



国土交通省河川局防災課長



災害時要援護者の避難支援対策の推進について

災害時要援護者の避難支援につきましては、「災害時要援護者の避難対策について」(平成 18 年 3 月 28 日付府政防第 233 号、消防災第 110 号、社援総第 0328001 号)及び「災害時要援護者対策の進め方について」(平成 19 年 4 月 18 日付府政防第 306 号、消防災第 167 号、社援総第 0418001 号)により、各都道府県及び市区町村において、「避難支援プラン」の作成等に取り組んでいただいているところです。

本年 7 月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっております。

このような認識の下、今般、政府においてとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」(別添 1 参考)において、災害

時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置づけたところです。

つきましては、貴都道府県におかれましても、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性について、あらためてご理解をいただき、管内の市区町村において、平成 21 年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」などが策定されるようご通知をお願いいたしますとともに、別添 2 の先進県の事例を参考に、関係部局が連携しながら、管内の市区町村に対する格別の支援と協力をお願いいたします。

また、「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項としては、別添 3 に掲げたものが例として考えられるところではありますが、今後の市区町村の取組みの参考として、おつて、国においてモデル計画をお示しすることとしておりますので、申し添えます。

さらに、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成 19 年 8 月 10 日付雇児総発第 0810003 号、雇児育発第 0810001 号、社援総発第 0810001 号、社援地発第 0810001 号、障企発第 0810002 号、老総発第 0810001 号)及び「市町村地域福祉計画の策定について」(平成 19 年 8 月 10 日付社援総第 0810001 号)でお示したとおり、要援護者に対する日頃からの取組みが重要であることから、市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び支援に関する事項を具体的に盛り込むよう、管内の市町村に周知及び支援していただきますようお願いいたします。

加えて、地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念されるなか、災害時要援護者の被害を未然防止し軽減していく上で、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、「避難支援プラン」の作成に不可欠なハザードマップの整備等が必要であります。

つきましては、平成 17 年に災害時要援護者支援等の観点から改正された水防法や土砂災害防止法等に基づき、市区町村において、地域防災計画の見直しにより、災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法や土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準の設定等を定めるとともに、洪水・土砂災害・津波・高潮に対するハザードマップの作成・公表、土砂災害警戒区域等の設定、防災訓練の実施などの措置が促進されますよう、市区町村を支援していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- 内閣府(防災担当)災害応急対策担当
〒100-8969
東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階
電話: 03-3501-5695 FAX: 03-3503-5690
- 総務省消防庁国民保護・防災部防災課
〒100-8927
東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話: 03-5253-7525 FAX: 03-5253-7535
- 厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話: 03-3595-2614 FAX: 03-3595-2303
- 国土交通省河川局防災課
〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話: 03-5253-8459 FAX: 03-5253-1607

災害の種類	過去10年の犠牲者数	犠牲要因の分類 (人数は過去10年の犠牲者数)	早急に取り組むべき施策群 (ハード施策：○ ソフト施策：●)
地震	90人 (7.6%)	<p>地震による建物倒壊・火災 20人 【事例のイメージ】 昔ながらの古い家が立ち並ぶ密集市街地で建物崩壊により窒息死、圧死 【近年の被災事例や被害想定】 「阪神・淡路大震災」においては、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、中央防災会議では、特に発生し切迫性の高い東海、東南海・南海、首都直下等の大規模地震について被害想定を実施してきたところであるが、いずれも甚大な死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定された。(H19 防災白書 p.93)</p> <p>震災後の避難所での関連死 40人 【事例のイメージ】 自宅のある地域から離れた避難所で数ヶ月に及ぶ避難生活を強いられた結果、ストレスにより体調を崩し、心不全等で死亡 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年新潟県中越地震」においては、犠牲者68人のうち13人(19.1%)が避難生活でのストレス等が原因で死亡し、広く地震によるショックやストレス等で死亡した人を含めれば、36人(52.9%)に上る。</p> <p>その他 26人 地震後の疲労・過労等で8人、土砂崩れで7人、容態・持病の悪化で6人など。</p> <p>要因不明 4人</p>	<p>(家や建物が倒壊・延焼しないように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進【国土交通省】 →平成27年度までに、高齢者や障害者をはじめとする低所得者の住宅に係る耐震改修等に対する補助金の地域要件・建物要件の撤廃や補助率の拡充等により、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊による被害の軽減を図る(平成15年度末：75%)。 ○ 公立学校施設の耐震化の一層の推進【文部科学省】 →耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した場合に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。 ○ 密集市街地の整備促進【国土交通省】 →平成23年度までに、地震時等に於いて大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、防災公園等の面的整備や耐火建築物への建替の促進等により、避難困難者が生じず人的被害が殆ど生じない水準(街区内の不燃領域率40%以上)を確保する(平成17年度末においては28.8%について確保済)。 <p>(少しでも早く揺れに備えられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報の利活用促進と全国瞬時警報システムの整備推進【内閣府、消防庁、文部科学省、気象庁】 →平成19年10月1日より一般提供を開始した緊急地震速報について、たとえ数秒間の猶予でも揺れに備えることが犠牲を防ぐために大切であることを広く認識してもらう観点から、さらなる周知・広報に取り組むとともに、百貨店、鉄道、病院等の多数が利用する施設での利活用を各省連絡会議を通じて促進する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進により、より多くの住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようにする。 <p>(一刻も早く助けられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊の充実強化【警察庁、消防庁】 →平成20年度までに、大規模災害時に他の地域から被災地の支援にあたる緊急消防援助隊を約400隊登録する(平成19年4月1日現在3751隊)。また、ウォーターカッター等の高度な機能を備えた特別高度工作車を全国的に配備し、空白地域の解消を図る。さらに、警察広域緊急援助隊についても、部隊の練度向上や装備資糧補給の充実強化を図る。 ● 災害派遣医療チーム(DMAT)の強化【厚生労働省】 →平成23年度までに、災害派遣医療チーム(DMAT)に係る研修を重点的に進め、1000チームまで増強し(現在386チーム)、東南海・南海地震等の広域的な地震が発生した場合にも(217チームが必要と想定)所要の人員を被災地外の他の地域から確保できるよう、災害救助体制を強化する。 <p>(安心して避難生活を送れるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における健康対策の実施【厚生労働省】 →エコノミクス症候群や廃用症候群の発症予防、食中毒等感染症発生防止、人工透析患者や難病患者等への医療の確保について、被災都道府県等に対する通知の発出やマニュアルの配付等による情報提供を行うなど必要な対策を実施し、避難所等における高齢者等の健康対策を推進する。 ● 防災ボランティア活動の環境整備【内閣府】 →平成20年度までに、携帯電話やインターネットの活用も念頭に置いたシステムの構築等の可能性について調査・検討を行うことにより、ボランティア活動の需給ミスマッチなどのボランティア活動に関するボトルネックの解消を図っていく。
火山	0人 (0.0%) ※昭和63年から平成9年までの10年間に おいては、57人が死亡	<p>火山噴火による火砕流や噴石の直撃 0人 【事例のイメージ】 どのような対応をとったらよいか分からず自宅にとどまっていたお年寄りが火砕流等により死亡 【近年の被災事例や被害想定】 平成2年からの雲仙岳噴火の際には火砕流等により44人の犠牲者を出した一方、平成12年の有珠山噴火に際しては、事前の緊急火山情報の発表と、ハザードマップによる適切な住民避難が行われたことで、人的被害が発生しなかった。</p>	<p>(被害に遭う前に逃げられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制の充実による火山防災対策の推進【内閣府】 →平成20年度までに、有識者による検討会において個別の代表的な火山の事例を検証し、噴火時等の避難体制の指針等を策定し、これを踏まえて、火山防災マップの活用等による避難体制の充実を図る。 ● 噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善【気象庁】 →平成20年度までに、防災対応に必要な25火山について、これまで噴火規模により区分していた「火山活動度レベル」を改め、避難行動等の防災対応を踏まえた区分である「噴火警戒レベル」を導入する(その後も順次必要な火山に導入)。 ● 防災行政無線を活用した緊急情報伝達の充実【消防庁】 →市町村防災行政無線(同報系)の整備を促進するとともに、防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及を促進することにより、サイレンによる住民への緊急情報告知の早期化を目指す。

<p>風水害</p>	<p>654人 (54.9%)</p>	<p>台風や大雨による土砂災害 160人 【事例のイメージ】 台風の際に裏山が崩れて一家全員生き埋め死 【近年の被災事例や被害想定】 地すべり、土石流、がけ崩れといった土砂災害は、その原因となる土砂の移動が強大なエネルギーを持つとともに、突発的に発生することから、人的被害につながりやすい。(H19 防災白書 p.179)</p> <p>台風や大雨の際の外出時の事故 172人 【事例のイメージ】 台風の際に自分の田んぼを見回っていたおじいさんが誤って水路に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年台風23号」に際しては、犠牲者98人のうち、45人(45.9%)が外出時に用水路に転落したこと等が原因で死亡し、田んぼや係留している船の見回り等のために外出したことが明らかな犠牲者だけでも、14人(14.3%)に上る。</p> <p>その他 142人 倒木等で29人、自宅や車の水没等のための溺死で27人、屋根からの落下等で19人、強風に煽られての転倒等で14人など。</p> <p>要因不明・不集計 180人</p>	<p>(がけが崩れないように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進【国土交通省】 →平成23年度までに、高齢者や障害者が入居・入浴する施設や防災拠点、避難所など、人命を守る効果の高い箇所(5200箇所)について対策を講じ(約2200施設については実施済)、また、土砂災害特別警戒区域の指定の促進を通じて危険箇所の増加を抑制し、人的被害を回避・軽減する。 <p>(あらかじめ万全の備えができるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、国土交通省】 →平成24年度までに、土砂災害危険箇所が存在する全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・訓練(現在16%)されるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。このため、地方公共団体が容易にハザードマップを作成できる支援ツールの整備等を行う(以下の添付部分に掲載)。 ● 台風・豪雨等に関する気象情報の充実【気象庁】 →平成21年度までに、5日先までの台風予報を実施するとともに(現在は3日先)、平成22年度までに、市町村を単位としたきめ細かい警報等の発表を行うことにより(現在は県単位)、地域ごとに、より早い段階からの備えを可能とする。 <p>(避難ができる高齢者なども逃げられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者の避難支援対策の促進【内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省】 →国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。 <p>(危険な外出を避けられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水位情報や浸水情報の提供の充実【国土交通省】 →平成21年度までに、全ての国直轄河川(約350)と主要な都道府県管理河川(約2000)に避難勧告の判断の目安となる「避難判断水位」を設定するとともに、平成24年度までに、浸水想定区域や到達予測時刻などの時々刻々の変化がインターネット等でわかる「動く浸水想定区域図」の一般提供又は、はん濫区域と水深についての予報を一般水系の約70%で実施し、外出の危険性を住民が実感をもって確認できるようにすることにより、迅速な避難に役立てるとともに、見回り事故を防止する。 ● 洪水や高潮に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、農林水産省、国土交通省】 →平成24年度までに、全国の主要な河川の浸水想定区域内の全市町村における洪水ハザードマップの作成・訓練(現在4%)とゼロメートル地帯を含む全市町村における高潮ハザードマップの作成・訓練(現在約1割)がなされるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。(添付部分に掲載) <p>(地域一掃むった備えができるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団、水防団の充実強化【消防庁、国土交通省】 →「消防団協力事業表示制度」の導入や「水防専門家派遣制度」の活用によって、団活動の理解向上や活動の活性化を図り、消防団員については100万人(女性消防団員10万人)の確保を目標として、地域防災力の向上を図る。
<p>雪害</p>	<p>434人 (36.4%)</p>	<p>豪雪時における除雪中の事故 113人 【事例のイメージ】 豪雪地帯の老夫婦世帯において、おじいさんが屋根の雪下ろし中に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成18年豪雪」においては、屋根の雪下ろし等の除雪作業中の死者が全体の約3/4を、65歳以上の高齢者の死者が全体の約2/3を占めている。(H19 防災白書 p.20)</p> <p>その他 40人 落雪等で20人、家屋の倒壊による生き埋めで7人、除雪車に巻き込まれる等で5人など。</p> <p>要因不明・不集計 281人</p>	<p>(無理をせず、地域の助け合いで除雪ができるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豪雪地帯における克雪体制の整備【国土交通省】 →平成20年度までに、市町村雪害対策計画の策定マニュアルや共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルを策定し、これらの普及等を通じて、何らかの計画に位置付けること等によりすでに雪対策に取り組んでいる市町村を中心に、特別豪雪地帯の7割の市町村について、平成21年度までを目途に高齢者が無理をすることなく除雪ができる体制を整備する(平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全202市町村について整備)。また、流雪溝、融雪装置、冬期共同住宅などの克雪、交流、高齢者支援のための先進的な施設整備へ補助を行うとともに、地域住宅交付金を活用し、地方公共団体が進める克雪住宅の整備を支援する。 ● 消防団による災害防除のための雪害対策【消防庁】 →消防団が災害防除のための除雪・雪下ろしなどの雪害対策を実施する。 ● 自衛隊による雪害対策への支援【防衛省】 →自衛隊が災害派遣の枠組みの下で地元ニーズをより一層踏まえた形で除雪・雪下ろしなどの雪害対策への支援を実施する。 <p>○ 道路の雪害対策【国土交通省】 →除雪車等による道路上の除排雪(除雪)、雪崩や地吹雪を防止する施設、チェーン着脱場等の整備(防雪)、流雪溝、堆雪幅の整備等(凍雪害防止)により、道路上での事故の可能性を軽減する。</p>
<p>その他</p>	<p>14人 (1.2%)</p>		<p>今回取りまとめた政府の取組はもとより、自分の身は自分で守る「自助」や地域で助け合う「共助」も大切</p>
<p>合計</p>	<p>1192人 (0.0%)</p>		

(注)「過去10年の犠牲者数」及び「犠牲要因の分類」欄中の犠牲者数は、平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者・行方不明者数について、消防庁資料等をもとに内閣府において整理・再集計したものである。また、風水害と雪害について、内閣府が被害を取りまとめている局所的な災害等についての犠牲者については、「不集計」として記載した。

市区町村の災害時要援護者対策に対する
都道府県の支援について（取り組み例）

- マニュアル・指針・手引き等の策定
- モデル事業の実施
地域支えあいマップづくり事業、先進的な市町村を選定し計画策定を支援、市町村と検討会を開催 など
- 災害時要援護者支援の仕組みづくりに関する事業についての助成
- 個別指導等の実施
首長等への直接訪問、全市町村を対象とした研修会及び個別指導を実施、県の防災対策推進員によるマップ作成の助言、防災に関する出前講座の開催、 など
- 講演会・説明会等開催
有識者による講演会、避難支援プラン策定の要請、先進市町村による助言、先進市町村の事例紹介、市町村の職員との意見交換会の開催 など
- 県の防災・福祉部局による検討会・支援班の設置
- 水防法・土砂災害防止法に基づく地域防災計画の見直しに関する支援
災害時要援護者関連施設の選定支援、説明会の開催、先進事例の紹介、市町村長等への説明、相談窓口の設置 など
- 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準設定の支援
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップの作成支援
洪水想定区域の指定等による洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害ハザードマップ作成支援、市街地における想定浸水深等の表示の推進に関する支援、作成に対する補助 など

「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項の例

- 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）
 - 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）
 - 要援護者情報の収集・共有の方法
 - 避難支援体制（市町村各部局（防災、福祉等）や関係機関（消防団、水防団、自主防災組織、福祉関係者等）の役割分担等）
 - 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法
 - 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法
 - 避難誘導の手段・経路等
 - 避難所における支援方法
 - 要援護者避難訓練の実施
 - 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）
- ※その他、要援護者マップの作成等災害時要援護者の避難支援対策を推進する上で市区町村が有効と考える事項。



資料2

府政防第 111 号
消防災第 54 号
社援特発第 0219001号
国河防第 671 号

平成 20 年 2 月 19 日

都道府県防災担当主管部(局)長 殿

都道府県民生主管部(局)長 殿

都道府県土木主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(災害応急対策担当)



総務省消防庁国民保護・防災部防災課長



厚生労働省社会・援護局総務課長



国土交通省河川局防災課長



お問い合わせ先

○内閣府(防災担当) 災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話: 03-3501-5695 FAX: 03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話: 03-5253-7525 FAX: 03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話: 03-3595-2614 FAX: 03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話: 03-5253-8459 FAX: 03-5253-1607

「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について

災害時要援護者の避難支援につきましては、先般通知した「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」(平成19年12月18日付府政防第886号、消防災第421号、社援特発第1218001号、国河防第503号)により、市区町村において「避難支援プランの全体計画」などの策定を進めていただいているところですが、そのモデル計画を別添のとおり作成いたしましたので、これを参考としつつ、地域の実情に応じた計画が策定されますよう、貴管内の市区町村に対するご支援とご協力をお願いするとともに、ご周知くださるようお願いいたします。

避難支援プラン全体計画のモデル計画

1 基本的考え方(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)	2
2 避難支援プランの対象者の考え方(範囲)	2
3 要援護者情報の収集・共有の方法	3
4 避難支援体制(市町村各部署や関係機関の役割分担等)	4
5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	5
6 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法	7
7 避難誘導の手段・経路等	8
8 避難所における支援方法	8
9 要援護者避難訓練の実施	9
10 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方(策定の目標年次、策定方法等)	10

1 基本的考え方(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)

〇〇市(区町村)では、平成〇〇年に発生した台風〇号による災害で〇名の犠牲者が生じ、その内〇歳以上の高齢者が▽名を占めるなど、近年、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどここの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市(区町村)における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方(範囲)

本市(区町村)における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

- ・ 介護保険における要介護・要支援認定者
- ・ 障害者
- ・ 妊産婦及び乳幼児
- ・ 難病患者
- ・ 日本語に不慣れな在住外国人
- ・ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

なお、避難支援プラン(個別計画)の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市（区町村）は、市町村地域福祉計画に定めたところにより、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ④ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ⑤ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する
- ⑥ 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する

< I 関係機関共有方式 >

市（区町村）は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する上記の情報について、〇〇市（区町村）個人情報保護条例第〇条の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、災害時要援護者リストの整備や避難支援プラン（個別計画）の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

< II 手上げ方式 >

「2」（P2）の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市（区町村）長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、市（区町村）は、広報、ホームページ等を利用して、要援護者登録制度を広く周知する。

< III 同意方式 >

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

〔備考〕

1. 要援護者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により、対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。
2. 要援護者情報を把握する場合においては、上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの方式を単独で行うだけでなく、例えば、手上げ方式と同意方式の併用（手上げ方式で広く登録を呼びかけるとともに、自主防災組織等において支援が必要と考えられる人に直接働きかける）等の方法も考えられる。
3. 要援護者情報の外部関係者への提供が困難な場合も、災害時に備えて市（区町村）内部で関係部局が共有することが適切である。
4. 手上げ方式にしても、広報、ホームページだけでなく、ダイレクトメールで個別に意向を確認することや、民生委員・児童委員等が自宅等を訪問して登録を呼びかけてもらうようにすることも有効と考えられる。
また、各種認定や各種手帳等の申請・交付等の際、窓口で説明し、本人や家族等に対し直接登録を働きかける方法も考えられる。
5. 【ⅠやⅢの方式で要援護者に働きかける場合に、例えば、高齢者等は自主防災組織等で、要介護の者や障害者は民生委員・児童委員で分担して働きかけることも考えられる。
また、この場合には、自主防災組織等の理解と協力が不可欠であることから、自主防災組織等への働きかけを行うとともに、当面は理解と協力の得られた地区から順次進めることも考えられる。
6. 要援護者情報を収集・整理し、その所在を地図上に明らかにした要援護者マップを作ることも有効であり、地震等の発災時に安否確認のための活用が考えられる。また、自主防災組織、民生委員・児童委員等においては、このマップによって日常的見守り活動を行うことが、災害時の迅速な対応に結びつくと考えられる。

4 避難支援体制（市町村各部局や関係機関の役割分担等）

市役所（区役所・町村役場）内に、横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設ける。災害時要援護者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとす

る。

①【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

②【構成】

平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当課長・者で構成。

③【業務】

平常時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者班（仮称）等との連携・情報共有等

市（区町村）は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織（自治会）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市（区町村）から各自治会長（又は自主防災組織の代表者）を通じた災害時要援護者及び避難支援者等への直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む）
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者に対する情報伝達については、市役所（区役所・町村役場）に設置された災害時要援護者支援班が行う。

さらに、市区町村地域防災計画に規定された災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

〔備考〕

1. 災害情報の収集に当たっては、「市町村向け川の防災情報」などインターネットの利用などにより、必要な災害情報を収集し、活用することが効果的である。
2. 土砂災害の避難勧告等については、土砂災害警戒情報を活用するとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月 国土交通省砂防部）」を参考にする。
3. 洪水時等に河川管理者から提供される防災情報については、住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の確かな判断や行動につながるような情報とするため、平成19年度より洪水等に関する防災情報体系を見直している（【参考資料1】参照）。

6 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（市（区町村）ホームページ、ハザードマップポータルサイト）を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時要援護者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害、津波・高潮災害に備えるものとする。

〔備考〕

ハザードマップ（〔参考資料 2・3〕参照）が未整備の市町村にあつては、以下の点に留意した上で、整備を進めていくことが必要である。

○ 洪水ハザードマップについて

水防法に基づき、浸水想定区域の指定がなされた場合、洪水ハザードマップを作成・公表する。

洪水ハザードマップには、①浸水想定区域と浸水深、②避難場所、③避難時危険箇所（アンダーパスや側溝等）、④洪水予報や水位情報、避難情報（避難勧告、避難指示等）の伝達方法、⑤気象情報の在りか等を記載するとともに、⑥災害時要援護者関連施設の名称及び所在地、施設への情報伝達方法等を記載する。

○ 土砂災害ハザードマップについて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定がされた場合、当該地区に係る土砂災害ハザードマップを作成・公表する。

土砂災害ハザードマップには、①土砂災害警戒区域等並びにこれら区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、②土砂災害に関する情報の伝達方法、③避難場所及び避難経路、等を記載するとともに、④災害時要援護者関連施設の名称及び位置、施設への情報伝達方法等を記載する。

○ 津波・高潮ハザードマップについて

〇〇地震による津波災害が想定される地域を対象に、津波ハザードマップを作成・公表する。また、ゼロメートル地帯等一旦大規模に浸水すれば社会経済への影響が膨大である地域を対象に、高潮ハザードマップを作成・公表する。

津波・高潮ハザードマップには、①浸水予測（浸水予測区域、予測浸水ランク、予測到達時間等）、②避難場所（津波・高潮発生時に適した避難場所、公共施設、学校、病院、避難ビル等）、③避難経路及び危険箇所（避難経路、土砂災害のおそれがある等の危険箇所）、④情報の伝達手段（住民への情報の伝達経路と手段、情報入手方法）等を記載するとともに、⑤災害時要援護者関連施設の名称及び所在地、施設への情報伝達方法等を記載する。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市（区町村）と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市（区町村）、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

（1）避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、氈・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者班を設置し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。